

日英君主制の政治的特質の比較研究

小川賢治

問題

本稿は、イギリスと日本の王室と皇室の政治的側面を比較することによって、それぞれの特質を明らかにし、それが各々の王室・皇室にとっていかなる意味を持っているかを明らかにすることを課題とする。本稿では基本的な問題について検討する。より詳細な分析は他稿を期す。日本の皇室は現在のもを考察の対象とするが、比較のために、必要に応じて、第二次大戦以前の皇室をも対象に加える。日英王室・皇室の政治的特質を明らかにした後、それを踏まえて、君主制と民主主義の関係、日英両国の君主制の将来、について考察を加える。

1. 国家形態の相違

イギリスは連合国家であり、王室は元来は、その内の一国の王室であった。それに対して、日本は連合国家ではなく、皇室は国家全体に対してのものである。

「イギリス」は、「United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (グレート・ブリテンと北アイルランドの連合王国)」という正式名称が表しているように、厳密に言えば連合国家であり、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、の国家・地域から成っている。国旗も女王の紋章も、意匠がそれを表現している。王室は元来はイングランドの王室であり、そのため、他の三つの地域にとっては、必ずしも自分

たちの王室ではない、という面がある。(とは言え、4つの地域のうちではイングランドが圧倒的に優位にあり、人口比で見ても、イングランド83%、スコットランド9%、ウェールズ5%、北アイルランド3%、となっている(2000年現在)。)

注：以下、「グレート・ブリテンと北アイルランドの連合王国」を、「イギリス」または「英国」と表記することにする。

注：現在のイギリスの国旗は、イングランド、スコットランド、(かつての)北アイルランドの旗を組み合わせたものであり(1801年の国旗制定時には、ウェールズはすでにイングランドと一体化していたので、その旗は組み込まれていない)、エリザベス2世女王の紋章は、中央楯にイングランドを表す3頭のライオン、スコットランドを表す立ち上がったライオン、アイルランドを意味する豎琴、が描かれており、その楯を左右から、イングランドの象徴であるライオンと、スコットランドの象徴である一角獣が支えている、というデザインを持っている。

これらの4つの国家・地域の内、北アイルランドでは従来から、イギリスによる支配を巡って紛争が絶えないことがよく知られているが、スコットランドにおいても、独立論や、独立した場合の王制否定論があり、スコットランド民族党という政党も活動している。

スコットランドにおいては、次のような世論調査の結果がある [荒井：152]。1998年3月の「メール・オン・サンデー」紙の世論調査では、15年以内にスコットランドは独立するだろうと答えた人が62%おり、1999年4月の「サンデー・タイムズ」紙の世論調査でも、スコットランドが独立した場合、英国王を国家元首にすべきであるという人が53%であるのに対し、元首は選挙で選ぶべきだと言う人が38%いる。

また、2002年12月29日に Scotland on Sunday 紙に掲載されたスコットランド人への調査では、スコットランドが持つべきものとして、37%が大統領、30%が君主、と答えており(他の回答は省略)、共和制への支持が君主制支持を上回っている(この調査は12月16日と21日に世論調査期間 Scottish Opinion が1000人を対象として実施したものである。 <http://www.scot->

landonsunday.scotsman.com)。

また、別の世論調査機関 ANANOVA の調査では、イングランド以外の地域では、北アイルランドは別格として、スコットランドで反王室感情が最も強く、21% が王室廃止支持である(他方、48% が変化なしを望んでいる)。ウェールズでは、9% が廃止支持、65% が現状維持を望んでいる(この調査は、2002年4月5日の Queen Mother の葬儀の直前に実施されたものである。http://www.ananova.com)。

近年では、地方分権化の動きが進んでおり、1999年に、ウェールズとスコットランド各々に独自議会が設立され、スコットランドでは独自の通貨も発行されて、独立性を高めた。北アイルランドにも議会と自治政府が誕生した(ただし、2002年10月に権限を停止された)。このようにして、イングランド以外の地域の分権化が進んでいるが、この傾向がさらに進むと、イギリス全体にとって英王室が持つ意味(重要性)は低下する可能性がある。

これに対して日本では、国内の特定の地域が皇室に対して他と異なる意識を持っている、という状態は考えにくい。敢えて言えば、沖縄が、歴史的に、ヤマトとは異なる意識を、天皇制に対して持っているとは言えるかもしれない。

注：イギリスの4つの地域の関係の歴史は、イングランドが他を併合していく歴史である。その歴史を簡単にたどることにする。

ブリテン島には紀元前5世紀頃からケルト人が移り住んできた。その後、ローマ人による支配を経て、5世紀以降、数度にわたってアングル人たちが上陸し、ケルト人を辺境まで追いやった。アングル人の作った国が後に「イングランド」と呼ばれるようになる。ケルト人は、現在では、アイルランドとウェールズの一部、スコットランドの北部に分布している。(アングル人たちがケルト人に対して支配的・優越的であった関係は、現在のイングランドと他の3つの地域の関係に引き継がれていると言える。)

1283年、イングランドのエドワード1世が、ブリテン島内を完全に支配しようとしてウェールズを武力併合し、1301年には、ウェールズ人の不満を和らげるために、長男(皇太子)に「プリンス・オブ・ウェールズ」の称号を与えた。その間、1292年には、スコットランド王をイングランド王に臣服させた。

1603年にイングランドのエリザベス女王が死んだ時、彼女には子供がなかったため、後継者として、異母姉メアリの子であり、時のスコットランド王であったジェームズ6世を選び、ジェームズはイングランド王ジェームズ1世を兼ねることになった。これを「同君連合」という。この時、スコットランドは国家としては独立性を保っており、独自の議会有していた。

それからおよそ100年後の1707年、アン女王の時に、「連合法」が成立し、イングランドとスコットランドは共通の王と議会と政府を持つことになった。連合王国の成立であり、国名を「グレート・ブリテン」と称することになった。この合併はイングランド主導のものであったが、スコットランドは、経済的な理由などから、これを拒むという選択はあり得なかった。

この間、1689年にはイングランドのアイルランド支配が確立し、それから100年あまり後の1800年にはアイルランドを併合して、国名を「グレート・ブリテンとアイルランドの連合王国」とした。その後、1922年に南アイルランドは独立し、北アイルランドだけが連合王国に残って、「グレート・ブリテンと北アイルランドの連合王国」という名称で現在に至っている。アイルランド人は長らくイングランド人から迫害を受けてきており、独立を望んだが、北アイルランドは、植民してきたイングランド人住民が多数(6割)を占めていたため、独立しなかった。それ以降、アイルランド人は主にカトリック、イングランド人は主としてイングランド国教徒、という宗教の違いも加わって、対立が続いてきている。

2. 王権の根拠・正当性

王権に根拠を与えること、すなわち、王の地位を定め、それに正当性を付与することについては、1. (近代国家においては、)いかなる法規・規定がそれを定めているか、2. 特定の家系が王の位に就くことを認められるのは、いかなる根拠に基づくのか、という二つの問題がある。

イギリスでは、王の地位を法的に保証しているのは権利章典等の法典で、そこにおいて、王位は議会によって承認されている。また、誰が王位を継ぐことが出来るかについては1701年に制定された王位継承法が定めており、「ジェームズ1世の子孫」がその資格を持つ、という規定が設けられている。また、同じく王位継承法によって、イングランド教会と王位との宗教的な関わりが定められていて、戴冠式の際のカンタベリー大司教による聖

餐式が王位を宗教的な意味で根拠づけることになる。

日本では、天皇の地位を定めている直接の規定は憲法である。そのことは、現在の日本国憲法だけでなく、大日本帝国憲法でも同様であった。他方、特定の家系が天皇の地位を占めることを正当化する根拠は、法的にはなく、単に、三種の神器を保持する者が正当な天皇であるとの認識が持たれてきた、ということに限られる。また、宗教的な要素は、日本の天皇に関しても存在し、この点に関しては、大嘗祭における諸儀式が天皇の地位を真正なものにするとされている。(これらの点については、[4. 王位継承]の項であらためて述べる。王権と宗教的な要素との関係については稿をあらためて検討する。)

3. 政治的権限

A 法的規定

イギリス女王は国家元首であり、陸海空三軍の長でもあるほか、君主としての多くの権限を有するが、君主としての地位や政治的権限などを規定する成文の憲法や法律はない。議会などとの力関係の結果、君主は権限を事実上、譲渡してきた、というのが実態である。これと異なり、日本の天皇は、日本国憲法によって地位と権限が規定されている。

1215年のマグナカルタや1628年の権利の請願、1689年の権利章典などは、イギリス政治の基本を規定する法典であるが、その主な内容は、国民(当初は貴族)の権利を侵害しないことを王に約束させたものであり、国王の権限については明示的には定めていない。しかし、それを、臣下の権利を認めさせることによって国王の権限を否定的に規定したものと見ることはでき、その意味で、国王の権限を規定した法典と見ることができる。それらの法規の内、代表的なものとして、ここでは、権利章典の内容を見る。

「権利章典」では次の国王の行為を違法と規定している [高木八尺他]。

1. 国会の承認なしの法律の停止, 法律の執行の停止
2. 教会関係の事件を処理させるための宗務官裁判所(Court of Commissioners)を設立する授権
3. 国会の承認なしの金銭の徴収
4. 国王への請願を理由とする収監
5. 国会の承認なしの平時の常備軍の徴集
6. 過大な罰金を科すこと, 残虐で異常な刑罰を科すこと

これらが違法とされているわけだが, その規定を別の言い方で表現するならば, 国王の権限については, 法律の執行, 課税, 収監, 軍の召集, 科罰などが, 間接的に(制限付きで)規定されていると言える。

これと異なって日本では, 次のように明示的な規定が, 日本国憲法に定められている。

すなわち,

「日本国民の象徴」(第1条)

「天皇は, この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ, 国政に関する権能を有しない」(第4条)

「国会の指名に基づいて, 内閣総理大臣を任命する」「内閣の指名に基づいて, 最高裁判所の長たる裁判官を任命する」(第6条)

「内閣の助言と承認により, 国民のために, 左の国事に関する行為を行ふ」(第7条)

「憲法改正, 法律, 政令及び条約を公布すること

国会を召集すること

衆議院を解散すること

国会議員の総選挙の施行を公示すること

國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること

大赦, 特赦, 減刑, 刑の執行の免除及び復権を認証すること

栄典を授与すること
批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること
外国の大使及び公使を接受すること
儀式を行ふこと」

また、かつての大日本帝国憲法には、天皇に関する規定として次のものがあつた。

- a. 日本国憲法にも同種の規定があるものとしては、
 - 「法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス」(第6条)
 - 「帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス」(第7条)
 - 「行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」(第10条)
 - 「爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス」(第15条)
 - 「大赦特赦減刑及復権ヲ命ス」(第16条)
- b. 日本国憲法には同種の規定がないものとしては、
 - 「国ノ元首」「統治権ヲ総攬シ」(第4条)
 - 「立法権ヲ行フ」(第5条)
 - 「勅令ヲ発ス」(第8条)
 - 「陸海軍ヲ統帥ス」(第11条)
 - 「陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」(第12条)
 - 「戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス」(第13条)
 - 「戒嚴ヲ宣告ス」(第14条)

これら日本の天皇の権限と比較すると、イギリスの君主の政治的役割(現在では基本的には形式的なものだが)は次のように区分できよう。

ア(日本国憲法にも規定のあるもの)：法律の公布，議会の召集・解散，爵位の授与，等。

イ(日本国憲法になくて大日本帝国憲法に規定のあるもの)：三軍の最高司令官，宣戦布告，講和の締結，等。

ウ(どちらにも規定のないもの)：首相の指名，女王の名による裁判，等。

この最後のものの存在が，日本の天皇と異なって，イギリス女王が，依然として本来の君主であることを示している。

B 女王の権限行使

イギリスでは，女王の権限は法律で規定・制約されていないので，実際に女王が種々の権限を行使する場合が存在する。

a (通常時に行使されている権限)

新国会の開会式で女王は，政府の施政方針演説を読む(執筆するのは政府であるが)。これは，政府はもともと，女王の政府だったことの名残である。そもそも「大臣」と訳される minister という語は「召使い」という意味である(これは，日本語の「大臣」と同じ意味合いを持っている)。

また，週1回，首相が女王に対して国政の報告を行い，その場で両者の会談が行われている。そこにおいて女王は実質的な発言をしている。ただし，それによって内閣の既定方針が変更されることはなく，政府の決定が尊重される [梅川：107]。

さらに，国会議員は女王への臣服の宣誓をすることを求められる。1997年の総選挙において，IRA (アイルランド共和国軍)の政治組織「シン・フェイン党」の党首ら2人が当選したが，女王への臣服の誓いを拒否したので下院への出席が認められなかった [荒井：156]。

b (場合によって行使される権限)

また，次のような場合に女王が権限を行使することがある。

まず，下院でどの政党も過半数を取れなかった時に，女王が首相を指名する場合がある。これは，首相による助言は，内閣が存在している間のみ為されるもので，内閣の辞職時，議会の解散時は，国王が親裁的大権を行使することになっているからである(ただし，現在では，これは実質的には枯死している) [Bogdanor：75，訳87]。1974年2月の総選挙の際には，そのような事態が生じたため，女王が労働党党首 H・ウィルソンに組閣を要

請した。親裁的大権の最も重要なものは、首相任命と議会解散の認許または拒否である [Bogdanor : 78, 訳91]。

注：イギリスの保守党は1965年までは党首を選挙で決めてはいなかったことが（労働党は1922年から党首選挙制あり）、保守党が多数を取ったときに女王が首相を任命する必要を生じさせた。その例として、1957年1月のイーデン首相辞任後のマクミラン、1963年10月マクミラン首相辞任後のヒューム、の首相任命がある [梅川 : 109]。

注：かつては国王は、大臣の任命や議会の解散あるいは解散の拒否を行っていたが、現在ではいずれの権利をも失っている。国王によって議会解散権が行使された最後は1834年で、時の国王ウィリアム4世は、ホイッグ党首ラッセル卿が過激であることに不安を抱いて議会を解散させた。しかし、同党が勝利して国王の目論見は失敗し、国王の権威を傷つけた。それ以後、国王の権威に傷が付くことを恐れて、国王による議会の解散は行われていない [黒岩 : 41]。その後、1837年以降、君主は閣議に出席しなくなった。また、1901年のヴィクトリア女王の死以後、国王は大臣の任命を拒否できなくなった [Bogdanor : 35, 訳44]。

これらを見るならば、イギリスの女王は、君主が元来持っていた君主としての行為(通常のものも、通常でないものも)を、日本の天皇と比較すると、依然として行っていると言える。

C 「宮廷外交」

イギリスでは、王族は外交において一定の役割を果たすべきものと考えられている。日本でもマスメディアでは日常的に「皇室外交」の語が用いられているが、これに関して、憲法上、「国事行為」の例示に外交が含まれないため、皇族がいわゆる宮廷外交を行うことには否定的な見解もある。

イギリスでは、バッキンガム宮殿のスポークスマンが、宮廷外交の目的として3つを挙げている。1. 外国との良好な関係を作ることによる、貿易関係樹立のための環境作り(王族の外遊には産業界代表団が随行する)。2. 文化的つながりの強化(国外におけるブリティッシュ・カウンスルの役割)。3. 慈善活動 [黒岩 : 52]。

これ以外に、政治的関係の強化に王族が役割を果たすことがある。1947年、南アフリカでは、親英政権が選挙で敗れる可能性があったため、アトリー首相の方針により、国王一家を派遣した。結果は成功であった。1979年のイギリス連邦会議では、ローデシアの首相として、サッチャー首相は白人を望んだが、女王は、他国の意向に添い、黒人を支持した。また、1995年には、女王がロシアを訪問し、民主主義社会として承認するという方針を示した。さらに、内政干渉と呼びうるような例もある。1962年3月、アルゼンチン大統領選挙において、現職のフロンディシ大統領の座を、亡命中のペロンの支援者から守るため、エディンバラ公が遣わされた(結果は、ペロンが勝利したが)。

注：イギリスでは、政治的権限を持たない王族が社会的・政治的な発言を行うことが珍しくない [黒岩：132]。チャールズ皇太子は、近代建築への批判、スラム街への提言、有機農業、環境問題、などに関して、社会的な発言を行うので有名である。国民の間には支持があるが、政府は必ずしも歓迎していない。スラム街への批判などは政府批判に繋がるからである。日本においては、天皇と皇族が自らの個人的な意見を述べることはなく、日英には大きな違いがある。

4. 王位継承

A 王位継承規則

イギリスの王位継承は、1701年制定の「王位継承法」に基づいて行われている。これは、王位を継ぐことのできる王族の範囲を定めるものだが、また、宗教的な条件に関して制約を設けている点も特徴である。

日本では、皇位継承は皇室典範に規定されており、男系男子が継承者となる点が特色である。宗教面での継承もあるが、それは現在では皇室の私的な事項である。

日本では、皇室典範(1974年施行)に次の規定がある。

第1章 皇位継承

第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一 皇長子 二 皇長孫 三 その他の皇長子の子孫(以下略)

②前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

イギリスでは「王位継承法」が王位継承について定めているが、それによると、王位を継ぐ者は、ジェームズ1世の孫であるソフィア王女の子孫で、かつ、イングランド教会の信仰を持つ者であることが求められる。この規定は、ウィリアム3世が、ジェームズ2世とその子孫たち、またカトリック教徒の王族が王になるのを忌避して設けたものである。

「王位継承法」の規定は次のようなものである〔高木八尺他：90以下(見やすくするために適宜改行を行った)〕。

「陛下(注：ウィリアム3世)およびデンマークのアン女公殿下(注：メアリ女王の妹)ののち、同女公および陛下にそれぞれお世継ぎのない場合には、(前のわが至尊なる主ジェームズ1世陛下の王女、前のボヘミアの王妃の)至尊なるエリザベス王女殿下の王女にあたり、ハノウヴァの選挙侯兼公爵の未亡人である・至尊なるソフィア王女殿下が、

前記のイングランド、フランス、アイルランドの諸王国、およびそれに属する諸属領および諸領地の帝冠および帝位を、新教徒の系統により、つぎに継承すべき者とし、ここにその旨宣言する。」

「前記の王位につきもしくはこれを継承すべき者またはそうしうる者で、ローマ教皇庁またはローマ教会と融和し、もしくは靈的交渉を有する者、カトリック教の信仰を表明する者、またはカトリック教徒を配偶者とする者は、一人残らず全部、このような場合について前記の法律(注：権利章典)が規定し、定め、確立している能力の剝奪を受けるものとする。」

「何人といえども今後王位を占有するにいたる者は、法律によって国教と

されているイングランド教会と靈的交渉をもたなければならない。」

注：イギリスでは、王位継承を規定するルールは、1. 議会制定法に基づかないものと、2. 議会制定法に基づくものの2種類がある [Bogdanor : 42, 訳52]。1においては、男子は女子に優先、代襲相続あり、年長者優先、などの慣例がある。2としては、王位保持者が満たすべき条件を規定するものとして4点を挙げることができる。1. 自らがプロテスタントであることの宣言(これは、1688年以來の規定である。現在は、1910年の王位継承宣言法による)。2. 戴冠式での宣誓(統治、正義、連合王国におけるプロテスタントの改革宗教の擁護、イングランドにおけるイングランド教会の安定、などを宣誓する)。3. 1707年のスコットランド合同法によって、スコットランドの長老主義教会擁護を約束する。4. イングランド教会と靈的交わりをもつ。

注：名誉革命と権利章典は2つのことを達成したと言える。一つは、王家が悪政を行う場合には、王位に対する権原を議会が変更できるとしたこと、二つは、王位継承の血統を変更したことである。権利章典は、ジェイムズ2世とその法定相続人たちを王位から全面的に排除し、さらに、カトリック教徒及びカトリック教徒と婚姻した者を王位から全て排除したが、王位継承法は、それ以上に、世襲の王位継承権を一層侵害しており、ジョージ1世より強く王位を主張できるスチュワート家諸王の直系卑属50人以上の王位継承権を否定したのである [Bogdanor : 6-7, 訳16-17]。

B 国民の意識

上記の王位継承法に関しては、イギリスの公衆は、その差別的な規定に批判的である。特に、スコットランド議会は、1999年12月に、超党派で、この法律の見直しを求めた [荒井 : 188]。また、誰が王位を継承すべきかに関して国民の意思を問うべきだ、という見解も持たれている。さらに、チャールズ皇太子が、王位を継ぐことや、カミラ・パーカー＝ボウルズと如何なる関係が続けるべきか、等に関する世論調査が行われている。

誰が王位を継ぐべきかに関して国民の意思を問うべきだ、という考え、また、次期国王の国王としての適否・女性との関係を問うことは、日本の皇族に関しては全く考えられない。両者の違いは大きい。

次のような世論調査の結果が Guardian 紙のホームページに紹介されている(2000年12月6日付。これは、世論調査機関 ICM が2000年12月1日から4日

にかけて、イギリス全土で、18歳以上の1003人に対して、電話によるランダム・サンプル調査を行った結果である。<http://www.guardian.co.uk>)。

イギリス公衆は、63%以上の人々が、王位継承法に内在する差別を終わらせるべき時期に来ているという点に賛成していて、ローマ・カトリック教徒、養子、結婚していない親から生まれた子、に対する王位継承の法的禁止をやめることを支持している。また、3人に1人は、誰(王族でも、それ以外でも)が女王の後を継ぐべきかについて投票する権利を与えられるべきだ、という考えを支持している。

以下には、チャールズ皇太子が王位を継承することに関する調査結果を紹介する。この調査は、世論調査機関 MORI (Market & Opinion Research International) が Daily Mail 紙のために行ったものの一部で、イギリス (Great Britain) 全土の18歳以上の代表サンプル1003人を対象に、1999年11月8日から10日にかけて、電話調査で行われたものである (<http://www.mori.com>)。

問10 チャールズ皇太子は将来、良い王になると思いますか、悪い王になると思いますか？

(回答) 良い王 59%, 悪い王 25% (ここでは、「わからない」などの回答は省略する)

問11 チャールズ皇太子とカミラ・パーカー＝ボウルズの関係について、彼らは私的に関係を続けていくべきと思いますか、完全に公的になるべきと思いますか、別れるべきと思いますか？

(回答) 私的に関係を続けていくべき 33%, 完全に公的になるべき 48%, 別れるべき 10%

問12 彼らが関係を続けていくとして、彼らは結婚すべきと思いますか、結婚外の間関係を続けていくべきと思いますか？

(回答) 結婚すべきだ 49% (注: 1年前の調査ではこの回答は32%であった), 結婚外の間関係 30%

問13 チャールズ皇太子がカミラ・パーカー＝ボウルズと結婚したとして、彼は依然として王になることを許されるか否か、どう思いますか？

(回答) 許されるべきだ 61%, 許されるべきでない 34%

問14 カミラは王妃になるべきだと思いますか？

(回答) はい 17%, いいえ 78%

5. 王の系統性

日本では、かつて、「万世一系」という言葉が用いられたように、皇統の一貫性を、王朝が何度も交替している他の王国には見られない貴重な特質とみなす考えがあった。

しかし、イギリスに関しても同様の見解がある。「クロムウェルが統治した空位期を除いて、ほぼ1200年間にわたって(9世紀のウェセクス王)エグベルトの直系卑属が連続して英国を統治してきた。英国の君主政におけるこの王朝の並外れた連続性が、ヨーロッパ大陸の君主政から英国の君主政を際立たせる点である」[Bogdanor : 2, 訳12]。

その実質はどうか。実際に両者で違いがあるのか否か。そのことを次に検証する。結論を先取りすれば、日英で、王統の連続性に際立った違いはないと言える。

まず、イギリスについて検討する。ブリテン島を初めて統一したのはノルマン王家だが、その次のプランタジネット王家以降について、各王朝ごとに、王朝創始年と、前王朝最後の王と新王朝初代の王との親等差、王朝変動の理由を記す(王家を再興したものと、改名したものは除く。イギリス王室の公式ホームページに掲載されている系図に依る)。

プランタジネット王家(1154年。5親等, 前王の意思)

ランカスター王家(1399年。4親等, 前王を逮捕・王位を篡奪)

ヨーク王家(1461年。8親等, 前王家を打倒)

テューダー王家(1485年。9親等, 前王を打倒)
ステュアート王家(1603年。6親等, 前王の意思)
ハノーヴァー王家(1714年。6親等, 王位継承権者)
以上のような親等差がある。

以上各々の継承の事情は以下のようなものである [森護]。

プランタジネット王家の始祖ヘンリー2世は、その前の王家であるノルマン王家のヘンリー1世の娘マティルダの子であり、ヘンリー1世がヘンリー2世による継承を願った。ノルマン王家の男子直系ではないが、女系ではつながっている。父アンジュー伯ジェフリーのおくり名を取って「プランタジネット王家」を名のった。

ランカスター王家初代のヘンリー4世は、前王家最後のリチャード2世(子どもはいなかった)を逮捕・幽閉して、王位を篡奪した。リチャード2世は、前代の王であるエドワード3世の子であるブラック・プリンス・エドワードの子であり、他方、ヘンリー4世は、同じくエドワード3世の別の子であるランカスター公の子である(だから、両者はいとこ同士である)。父の名を取って、この王家の名前が生まれたが、プランタジネット王家の血統であることには変わりはない。

ヨーク王家初代のエドワード4世は、一つ前の王家であるプランタジネット家エドワード3世の5男ヨーク公エドマンドの子であるが、犬猿の仲のランカスター王家、ヘンリー6世を倒して、王位についた(ただし、母親のシシリーはランカスター王家につながる)。ヨーク王家を名のるが、プランタジネット王家につながることに違いはない。

1485年に前王リチャード3世を倒して王位についたテューダー王家開祖のヘンリー7世は、プランタジネット王家第7代のエドワード3世の4男ランカスター公の、3人目の妻キャサリン・スウィンフォードとの間の子であるサマセット伯の曾孫である。しかし、父方には王家とのつながりはなく、王位継承権はなかった。エドワード4世の娘エリザベス・オブ・

ヨーク(=リチャード3世の姪)を妻にしている。

チューダー王家は、最後の王エリザベスが子を残さずに死去したため、3代前のヘンリー8世の姉で、スコットランド王の妃となったマーガレット・チューダーの曾孫に当たる、スコットランド王ジェームズ6世をイングランド王ジェームズ1世として迎えた。ジェームズの出身の家の名前から、この王家はステュアート王家と呼ばれる。

ハノーヴァー王家は、ステュアート王家最後のアン女王に子がなかったため、ステュアート王家始祖のジェームズ1世の長女で、バイエルン公妃となったエリザベス・オブ・ステュアートの孫のゲオルク(ジョージ1世)に王位が継承された。

イギリスでは、このような親等差が見られるが、それと比較して日本では、二代の天皇間の親等差はどのようになっているであろうか。以下に、皇位継承で親等の遠いものを記す。実在に疑問が持たれている天皇は除き、仁徳天皇以降について見る(系図と代数は皇統譜に従っておく)。なお、律令で親族とされるのは5親等内である。

22代清寧から23代顕宗(6親等)

25代武烈から26代継体(10親等、一説に皇位篡奪)

48代称徳から49代光仁(8親等、実力者(藤原氏)の意思)

85代仲恭から86代後堀河(5親等、幕府(鎌倉)の意思)

87代四条から88代後嵯峨(6親等、幕府(鎌倉)の意思)

93代後伏見から94代後二条(6親等、2系統相互の取り決め)

99代後亀山から100代後小松(12親等、南北朝の合一)

101代称光から102代後花園(8親等、前天皇(後小松上皇)の判断)

118代後桃園から119代光格(7親等、実力者(関白九条尚実)の意思)

以上各々の継承の事情は以下のようなものである [児玉] [林]。

22代清寧と23代顕宗は、3代前の仁徳が共通で、またいとこの関係にあ

る。清寧には皇位継承資格をもつ皇子がいなかったため、17代履中の孫である顕宗が、兄、仁賢とともに探し出された。

25代武烈と26代継体は、5代前が共通とされている。継体は、15代応神の5世孫と言われているが、皇位篡奪者という説もある。24代仁賢の娘で武烈の妹でもある手白香皇女を后にしている。

48代称徳には子が無かったため、皇位は、藤原永手・百川らの策謀により、38代天智の孫である光仁に伝えられた。光仁は、称徳の異母姉・井上内親王を后にしている。共通の祖・舒明天皇から称徳は5代、光仁は3代の末裔である。

85代仲恭から86代後堀河への継承は、幕府の干渉により、4歳の仲恭を在位70日あまりで廃帝にし、11歳の後堀河を天皇にした。

87代四条は2歳で即位し、12歳で死去した。88代の後嵯峨は、承久の乱で挙兵に反対した83代土御門上皇の子である。朝廷方の実力者である九条道家が84代順徳の皇子・忠成王を推していたが、佐渡配流中の順徳が都へ帰るのを嫌った執権、北条泰時が、後嵯峨を選んだ。

93代後伏見から94代後二条への継承は、89代後深草の系統と90代龜山の系統をほぼ交互にたどった継承の一つの例である。94代後二条から95代花園、95代花園から96代後醍醐も同様である。

99代後龜山から100代後小松への継承は南北朝の合一による。

101代称光には皇子がなかったため、称光の父・後小松上皇の判断により、一時的のつもりで後花園を養子にして即位させた。

118代後桃園には跡継ぎがなく、関白九条尚実の推薦によって光格が即位した。光格は、後桃園の3代前である114代中御門の兄弟である直仁親王の孫に当たる。

おわりに

最後に、以上に検討してきた諸点を踏まえて、A君主制と民主主義の関

係、B両国の君主制の将来、について考察を加えたい。

A. 日英両国とも、現在では、君主の地位は、議会で定めた法によって規定されていて、その意味で、民主主義的統制がなされていると言えよう。

しかし、イギリスでも日本でも、なぜ、他のどれでもない、その特定の家系が王位を世襲することを認められているのか、という点については、十分に説明することはできない。イギリスでは、王位継承法によって、王位に就くことが出来るのはジェームズ1世の子孫、と定められているが、それならば、なぜジェームズ1世なのか、という点については、説明することはできない。まして、日本では、神話の時代以来継続してその地位にある、とか、三種の神器を伝えている、という点しか、挙げることはできない。日英いずれについても(あるいは、君主制なら全てに当てはまる、と言うべきかもしれないが)、これでは、議会による統制の範囲内になく、民主主義的とは言えない。

また、イギリスでは、女王の権限の範囲について法で規定されていないので、かつてであれば君主大権と呼ばれたような君主ゆえの行為を現在も行っており、この点でも議会の統制を受けないでいる。日本では、それと異なり、天皇のなしうる行為については憲法によって定められているが、しかし、それでも依然として、憲法に定められた以外の行為をも行っていて、違憲であるとの指摘を受けることがある。

このように考えると、日英とも、君主制は、民主主義とは相容れない部分を多く持っていると言える。

B. 君主制の将来に関しては、イギリスでは、地方の分権化によって、王室の重要性が低下する可能性があることについては、上に述べた。

世論調査等の結果に見られるように、一定の割合以上の国民が王室あるいは皇室を支持している現状から考えると、日英とも、将来も王室・皇室が存続する見通しが立つ。ただし、イギリスでは、日本に比べると、王室を支持しない人々が多く、上に述べたように、地域差も大きい。

前後2代の王・天皇の間の親等差に関しては、日本とイギリスであまり

違いはないことを、上で明らかにした。しかし、多くの人々の意識においては、日本の皇室は、長期間にわたって一つの家系が皇位を占め続けてきたと認識されていることは確かである。その点は、イギリスと明らかに違う。しかし、「万世一系」を唱えて、天皇の系統性を重視してきた日本において、むしろ、将来には不確実性が大きい。それは、後継者の物理的な意味での確保という点での将来の安泰性の問題である。

イギリスでは何度も王家が交替してきた。それゆえ、今後、もし、現王家が後継者を持ってない事態に立ち至った場合、別の家系に属する王位継承資格者を見だして、王朝が交替することで王制を続けることが、可能な方策として考えられる。ところが、日本の場合は、一つの家系のみが皇位を継いできたがゆえに、かえって、もし、その家系が絶えた場合に、他の家系に交替して皇位を継ぐことがあり得るという考えは、誰の意識の中にも存在しえないであろう。かつてであれば、多くの宮家が存在していたが、現在はそれも存在しない。その意味での根本的な弱点を、日本の皇室は持っていると言える。

参考文献

- 青山吉信他編, 1990-1991, 『イギリス史1-3』 山川出版社
 荒井利明, 2000, 『英国王室と英国人』 平凡社
 石川謙次郎, 1993, 『変わるイギリス・変わらないイギリス』 日本放送協会
 梅川正美, 1998, 『イギリス政治の構造—伝統と変容—』 成文堂
 黒岩徹, 1997, 『物語 英国の王室』 中央公論社
 児玉幸多編, 1978, 『日本史小百科 天皇』 東京堂出版
 高木八尺他編, 1957, 『人権宣言集』 岩波書店
 田口省吾, 1993, 『ヨーロッパの王室』 世界の動き社
 林陸朗, 1988, 『歴代天皇100話』 立風書房
 森護, 1994, 『英国王室史事典』 大修館書店
 森暢平, 2003, 『天皇家の財布』 新潮社
 Allison, R. and S. Riddell, 1991, The Royal Encyclopedia, Macmillan.
 Bogdanor, V., 1995, The Monarchy and the Constitution, Oxford University Press (小室他訳, 2003, 『英国の立憲君主政』 木鐸社)
 Cannon, J. and R. Griffiths, 1988, Oxford Illustrated History of the British

- Monarchy, Oxford University Press.
- Kelley, K., 1997, *The Royals*, Warner Books (吉澤康子訳, 1997, 『ザ・ロイヤルズ 封印された英国王室の真実』祥伝社)
- Richards, S. G., 1978, *Introduction to British Government*, Macmillan (伊藤勲監訳, 1979, 『現代イギリスの政治』敬分堂)
- Williamson, D., 1996, *Brewer's British Royalty*, Cassell.